



鳥労発基 0829 第 3 号
令和 5 年 8 月 2 9 日

関係団体の長 殿

鳥 取 労 働 局 長



「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の
連携・協力事項について」の一部改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、令和 6 年度以降に実施する特定健康診査における随時中性脂肪の取扱い等について一部変更することを踏まえ、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 5 号・保発 1223 第 1 号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知）を改正することとされたところです。

今般、当該改正内容について、別添のとおり令和 5 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 2 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員等に対する周知等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

